

## 大阪市告示第445号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第15条第1項の規定により、環境影響評価準備書及び要約書の提出を受けた旨並びに関係地域を、次のとおり公告し、当該環境影響評価準備書及び要約書の写しを公告の日から1月間縦覧に供する。

また、同条例第17条第1項の規定により、環境影響評価準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、同条例第15条第1項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長又は事業者意見書を提出することができる。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

### 1 環境影響評価準備書及び要約書の概要

#### (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

##### ア 名称

株式会社中山製鋼所

##### イ 代表者の氏名

代表取締役社長 内藤 伸彦

##### ウ 主たる事務所の所在地

大阪市大正区船町一丁目1番66号

#### (2) 対象事業の名称、種類及び規模

##### ア 名称

（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業

##### イ 種類

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設を設置する工場の新設の事業（1の工場に設置されるばい煙発生施設等を定格能力で運転する場合において使用される原料の量を重油換算した量が1時間当たり4キロリットル以上であるものに限る。）

ウ 規模

電気炉

処理能力215t/時（原料の量を重油換算した量：17.2kL/時）

取鍋精錬設備

処理能力215t/時（原料の量を重油換算した量：17.2kL/時）

(3) 対象事業の実施を予定している区域

大阪市大正区船町一丁目

(4) 提出年月日

令和8年3月16日

2 関係地域

大阪市大正区、住之江区及び西成区

3 環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧並びに意見書の提出

(1) 縦覧に供する場所

ア 大阪市環境局環境管理部環境管理課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階

イ 株式会社中山製鋼所 本社船町工場 技術管理センター1F 中会議室

大阪市大正区船町一丁目1番66号

ウ 大阪市大正区役所 2階さわやか広場

大阪市大正区千島二丁目7番95号

エ 大阪市住之江区役所 1階エレベータホール前

大阪市住之江区御崎三丁目1番17号

オ 大阪市西成区役所 1階フロア

大阪市西成区岸里一丁目5番20号

カ 大阪市環境局総務部総務課

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目5番1号 あべのルシアス13階

(2) 縦覧期間

令和 8 年 3 月 31 日（火）から同年 4 月 30 日（木）まで

(3) 縦覧時間

日曜日、土曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

ただし、上記 3 (1)イは午前 9 時から午後 5 時まで

(4) インターネットを利用した方法で行う縦覧

大阪市環境局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011010.html>)

(5) 意見書の提出先及び提出方法

ア 大阪市

(ア) 持参、送付又はファクシミリによる場合

大阪市環境局環境管理部環境管理課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号

A T C ビル O' s 棟南館 5 階

電話 06-6615-7938 ファクシミリ 06-6615-7949

(イ) 大阪市行政オンラインシステムによる場合

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

イ 事業者（持参及び送付のみ）

株式会社中山製鋼所 総合管理本部 環境エネルギー部

〒551-8551 大阪市大正区船町一丁目 1 番 66 号

電話 06-6555-3115

(6) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつて

は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境影響評価準備書についての環境の保全及び創造の見地からの意見

(7) 意見書の提出期限

令和8年5月14日（木）（必着）

（環境局環境管理部環境管理課）